メシリナムを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤	牛 馬	１日量として１頭当たりデキサメタゾンとして10㎎以下の量を静脈内に注射すること。 １日量として１頭当たりデキサメタゾンとして10㎎以下の量を皮下に注射すること。 １日量として１頭当たりデキサメタゾンとして５㎎以下の量を皮下又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前７日間又は食用に供するために搾乳する前60時間 食用に供するためにと殺する前７日間又は食用に供するために搾乳する前48時間 食用に供するためにと殺する前７日間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸リンコマイシンを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
リン酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤	牛 馬	１日量として１頭当たりデキサメタゾンとして10㎎以下の量を静脈内に注射すること。 １日量として１頭当たりデキサメタゾンとして10㎎以下の量を皮下に注射すること。 １日量として１頭当たりデキサメタゾンとして５㎎以下の量を皮下又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前８日間又は食用に供するために搾乳する前60時間 食用に供するためにと殺する前12日間又は食用に供するために搾乳する前48時間 食用に供するためにと殺する前７日間
（略）	（略）	（略）	（略）

メシリナムを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸リンコマイシンを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

１　この省令は、平成三十年十二月二十九日から施行する。

２　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するメタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤及びリン酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤に対する動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。